

第 4 回 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 西地区漁港海岸整備計画（案）について
- (2) 答申（案）について

3 そ の 他

4 閉 会

【配付資料】

■事前配付資料

会議次第

- 資料 1 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員名簿
- 資料 2 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例
- 資料 3 第 3 回委員会のご意見と対応案及び事務局による修正点
- 資料 4 西地区漁港海岸整備計画（案）ほかについて
- 資料 5 冊子「西地区漁港海岸整備計画（案）」
- 資料 6 答申（案）

■席上配付資料

- 第 4 回西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会 席次票

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
1	新倉 繁	大楠連合町内会 会長
2	岩崎 健次	佐島町内会 運営委員
3	原 忠	長井連合町内会 会長
4	近山 通正	長井連合町内会 副会長
5	岡安 章夫	東京海洋大学学術研究院海洋環境学部門 教授
6	桜井 慎一	日本大学理工学部海洋建築工学科 教授
7	林 浩志	(一財)漁港漁場漁村総合研究所 第1調査研究部次長
8	福本 憲治	大楠漁業協同組合 代表理事組合長
9	太田 議	長井町漁業協同組合 代表理事組合長
10	田宮 祐一	神奈川県横須賀土木事務所 工務部河川砂防課長

(平成28年12月1日現在)

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例

(設置)

第1条 台風時の高波浪や高潮及び今後発生が想定される津波に対して、地域住民の安全及び安心を確保するための西地区漁港海岸整備計画の策定に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、漁港の防災及び減災のための対策に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者並びに関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

第3回委員会のご意見と対応案及び事務局による修正点

1 ご意見と対応案

No.	ご意見の主旨	対応案
資料3 6頁 「検討のスキーム」について		
1	記載に錯誤や輻輳している箇所があるため再度整理してもらいたい。 また、「まとめ」の前段部分に地域への説明・調整を行うための「合意形成」についての記載があると分かりやすいのではないか。	「検討のスキーム」のフロー図は、これまでの検討の進め方をわかりやすく示すとともに、錯誤や輻輳がないよう文章表現を修正しました。 また、当該計画に基づく具体的な整備の実施段階においては、地域への説明・調整を行いながら進めていく旨を追記しました。 ⇒「計画書(案)」2頁
資料3 8、9頁 「地区のタイプ区分」について		
2	Q、R地区(一般公共海岸)はタイプI(背後に居住地がなく自然環境が豊かな海岸が存在する地区)としているが、タイプV(背後に居住地がなく海岸保全区域に指定されていない地区)に区分して良いのではないのか。	タイプIとタイプVはどちらも「背後に居住区がない」地区ですが、タイプIは自然環境の保全のためにあえて整備を行わない地区であり、タイプVは自衛隊施設などの施設がある海岸であり、施設の管理者による対策が必要な地区としているため、Q、R地区はタイプIに区分しています。 なお、「地区のタイプ区分」のタイプVの説明については、文章表現をわかりやすくするため修正しました。 ⇒「計画書(案)」17頁
資料3 16頁 「対策方法」について		
3	「対策方法」についてはハード整備とソフト対策で分類しているが、津波避難タワーや人工地盤は形ある整備なのでハード整備に分類すべきではないのか。	本計画でのハード整備及びソフト対策の考え方について再整理しました。この中で、津波避難タワーや人工地盤等はハード整備の中の「間接的整備」として整理しました。 ⇒「計画書(案)」37頁
資料3 26頁 「留意事項」について		
4	「今後の整備に向けた留意事項」に記載の「多重防護の考え方」とはどういうものか。	多重防護とは、漁港外側の防波堤整備と防潮堤(胸壁)整備を組み合わせる等の相乗効果で、津波の浸水高や流速を低下させて施設等への被害低減や避難時間確保という防災・減災の効果を目指す考え方です。 なお、多重防護についてはわかりやすい説明を追記しました。 ⇒「計画書(案)」51頁
資料4 4-8~19頁 「個票」について		
5	各地区の整備断面イメージが記載されているが、この計画で具体的な整備方法が決まった訳ではないのに地域では個票に記載のとおり整備が行われるとの誤解が生じる懸念がある。	個票で示している「断面イメージ」は、L1津波に対する浸水を阻止するためだけを考えての場合のあくまで1つの事例として示しているものですが、ご意見のような誤解を生じさせないように、「断面イメージ」についての考え方や説明を追記しました。 ⇒「計画書(案)」52頁

2 事務局による修正点

No.	修正前	修正後
資料4 1-12、13頁 「浸水予測図」について		
1	津波による浸水予測シミュレーション結果について、L1及びL2津波の浸水予測図を並べて掲載していた。	本計画の対象とする津波の混同を避けるため、L1及びL2津波の説明及び対象津波はL1津波である旨を追記するとともに、対象ではないL2津波の浸水予測図と関連文章を「ソフト対策の検討」の頁に掲載しました。 ⇒「計画書(案)」14、15、43頁
資料4 3-14、16頁 「ハード整備及びソフト対策事例」について		
2	対策方法の事例について、事例写真のみを掲載していた。	掲載した事例写真がどのようなものであるか分かるように、各事例写真の下に説明を追記しました。 ⇒「計画書(案)」38、39、40、42頁
第3回資料記載なし 「計画推進の考え方」「適切な事業実施に向けて」について		
3	計画策定後における計画推進の考え方について、項目ごとに記載していた。	「第5章 計画の推進」として追記しました。 ⇒「計画書(案)」71頁

日時：平成28年(2016年)12月13日(火)午後3時～

場所：横須賀市役所 消防局庁舎 災害対策本部室

西地区漁港海岸整備計画（案）ほかについて



横 須 賀 市 港 湾 部

目次

- 1 これまでの検討経緯について……………パワーポイント 3頁～5頁
- 2 前回からの修正箇所について ……………パワーポイント 6頁～24頁
- 3 計画書(案)について……………パワーポイント 25頁～29頁
- 4 答申(案)について……………パワーポイント 30頁

1 これまでの検討経緯について

【第1回検討委員会(平成27年7月27日)】

- 海岸の現状、相模灘沿岸海岸保全基本計画の概要のご説明
- 計画策定の経緯・目的、計画の位置付け、検討項目(案)のご説明

⇒ 計画策定に係る「整備方針」を決定

【整備方針】

- ① 神奈川県海岸保全基本計画の防護水準の考え方に基づく整備
- ② 地域や地区の特性を踏まえた整備

ア 防護水準の考え方は、相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づくが、海岸保全施設の天端高は「ゾーニング」を行った地区ごとに設定

イ L1津波に対しては、基本的に「ハード整備」とするが、海岸保全施設の規模、地域や地区の特性により、「ソフト対策」も併せて検討

ウ L2津波に対しては、基本的に避難を軸とした「ソフト対策」→計画対象外

エ 高潮に対しては、基本的に「ハード整備」

1 これまでの検討経緯について

【第2回検討委員会(平成28年2月16日)】

■主な検討項目(4項目)の考え方のご説明

⇒ 検討項目の「考え方」を了承

①整備対象地区の設定(地区のゾーニング)

海岸線の向きや地形状況、海岸背後の状況などを踏まえた「ゾーン」及び
目標天端高(ゾーンごと)の設定

②整備対象箇所抽出

「4つの視点」(天端高や高潮被害の状況など)による整備対象箇所の抽出

③対策方法の選定

ハード整備での「課題抽出」(用地確保、景観悪化など)による「ハード整備」
と「ソフト対策」での減災に向けた取り組み

④整備優先度の検討

5項目(津波被害、高潮被害、避難、背後地の状況、施設整備)の「点数化」
(重要項目には、配点を多くする「重み付け」)

1 これまでの検討経緯について

【第3回検討委員会(平成28年8月2日)】

■ 検討項目(5項目)の具体的内容・結果、計画書の構成のご説明

⇒ 「**検討結果**」及び「**計画書の構成**」について了承

【検討結果】

① 地区のタイプ分けと海岸防護のあり方

地区ごとに自然的・社会的特性などを踏まえた「5つのタイプ」の区分及び海岸防護のあり方(「整備の方向性」)を検討

② 計画天端高の設定

タイプ分けしたエリアごとに目指すべき「計画天端高の設定」

③ 整備対象箇所の抽出

「4つの視点」ごとに整備の必要性が高い「整備対象地区・箇所の抽出」

④ 対策方法について

ハード整備で想定される課題や整備タイプを考慮した「対策方法の選定」

⑤ 整備優先度について

5つの評価項目を点数化した結果に基づく「優先順位の設定」

2 前回からの修正箇所について

修正箇所一覧

- 修正1 検討のスキームについて…………… 図と文言を修正
- 修正2 20地区のタイプ分けの考え方について…「タイプV」の説明を修正
- 修正3 ハード整備とソフト対策について……………ハード整備の考え方を追加、修正
- 修正4 多重防護の考え方について……………意味や考え方の説明を追記
- 修正5 個票について……………個票の趣旨を追記、修正
- 修正6 浸水予測図について……………津波の説明を追記、図を修正
- 修正7 ハード整備(直接的整備、間接的整備)・ソフト対策事例について
……………事例を整理・追加
- 修正8 計画推進の考え方について
……………「計画書」に「第5章 計画の推進」を追加

※青字は前回委員会でいただいたご意見、茶色字は事務局により修正

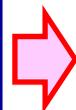
2 前回からの修正箇所について（修正1）

■修正1： 検討のスキームについて

⇒ 計画書案 2頁

【前回委員会でのご意見等】

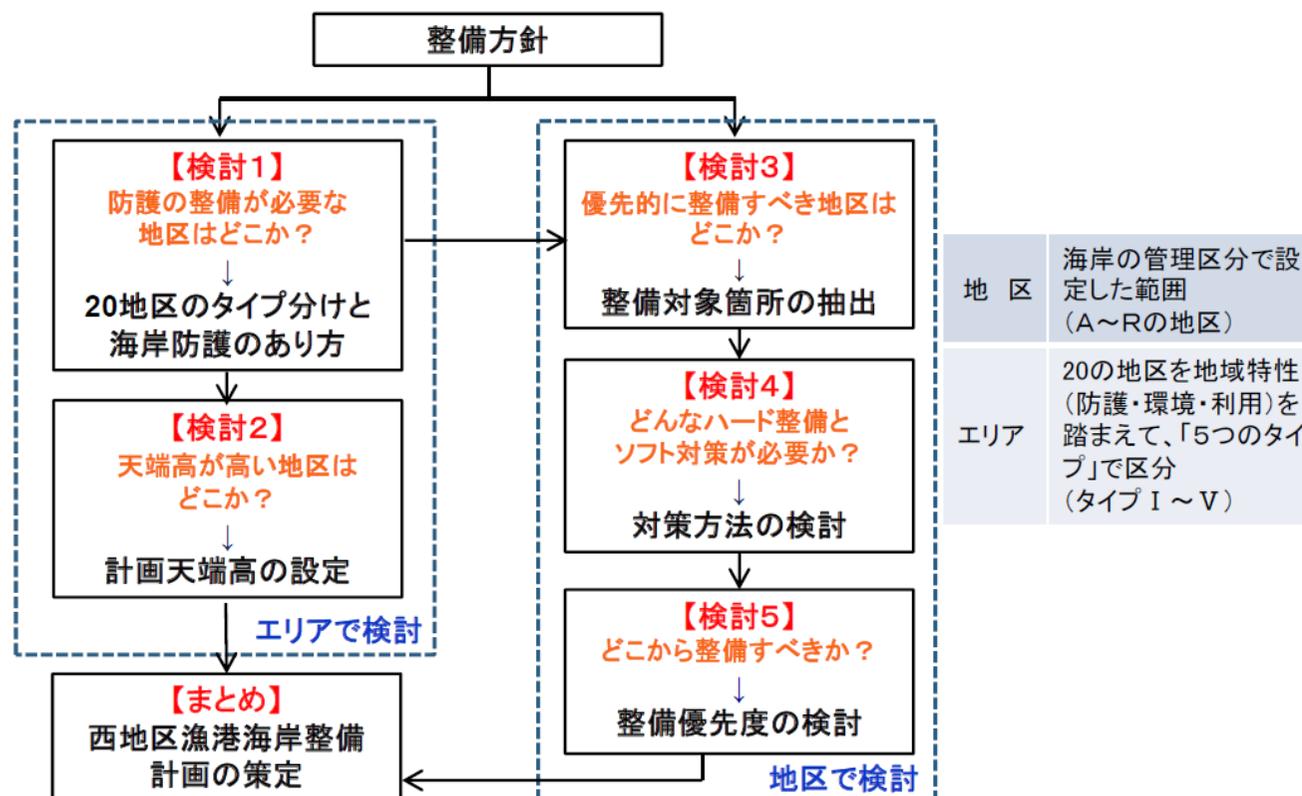
- ・記載の表現が錯誤、輻輳している
- ・実際の検討の流れと図が一致していない



【計画書案での対応】

- ・記載表現を整理し、「スキーム」をわかりやすく修正

修正前



2 前回からの修正箇所について（修正1）

修正後

整備方針

【検討1】西地区の特性を踏まえた海岸防護の整備の考え方は？

→ 「地区」・「整備タイプ」で区分し海岸防護のあり方を整理

20(A~R)の「区分」を地域特性でグループ化した7つの「エリア」で検討

【検討2】津波・高潮に対する防護に必要な天端高は？

→ 整備すべき計画天端高の設定

【検討3】整備を必要とする「地区」は？

→ 整備対象箇所の抽出

海岸管理の形態などで整理した20(A~R)の「区分」で検討

【検討4】必要なハード整備・ソフト対策は？

→ 対策方法の検討

【検討5】優先的に整備すべき地区は？

→ 整備優先度の検討

【まとめ】

西地区漁港海岸整備計画の策定

【以下の文章を追記】

本整備計画策定後は、地区住民や関係機関等と十分に協議・調整し、具体的な整備を進めていきます。



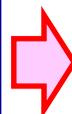
2 前回からの修正箇所について（修正2）

■修正2： 20地区のタイプ分けの考え方について

⇒ 計画書案 17頁

【前回委員会でのご意見等】

・タイプⅠとタイプⅤの違いが明確でない



【計画書案での対応】

・タイプⅤについての説明を修正

修正前

(1) 20地区のタイプ分けの考え方

20の各地区(A～R)の自然的・社会的特性(海岸防護・環境・利用の状況)などを踏まえ、「5つのタイプ」に区分し、海岸防護のあり方(整備の方向性)を検討



タイプⅠ	背後に居住地がなく、自然環境が豊かな海岸が存在する地区
タイプⅡ	背後に居住地があるが、現状の施設整備状況で概ね保全されている地区
タイプⅢ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護を主とした整備が必要な地区
タイプⅣ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護と利用に配慮した整備が必要な地区
タイプⅤ	背後に居住地がなく、海岸保全区域に指定されていない地区

2 前回からの修正箇所について（修正2）

修正後

20の各地区（A～R）の自然的・社会的特性（海岸防護・環境・利用の状況）などを踏まえ、「5つのタイプ」に区分し、海岸防護のあり方（整備の方向性）を検討



タイプⅠ	背後に居住地がなく、自然環境が豊かな海岸が存在する地区
タイプⅡ	背後に居住地があるが、現状の施設整備状況で概ね保全されている地区
タイプⅢ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護を主とした整備が必要な地区
タイプⅣ	背後に居住地があり、津波・高潮の被害を受ける可能性が高く、防護と利用に配慮した整備が必要な地区
タイプⅤ	背後に居住地はないが、陸上自衛隊などの施設があるため施設の管理者による対策が必要な地区（海岸保全区域の指定なし）

2 前回からの修正箇所について（修正3）

■修正3：ハード整備とソフト対策について

⇒ 計画書案 37頁

【前回委員会でのご意見等】

- ・ハード整備とソフト対策の間に位置する整備例は位置付けがわかりにくい

【計画書案での対応】

- ・ハード整備（間接的整備）として、用語の意味や有効性・課題について説明を追記

修正前

(1)ハード整備とソフト対策の整備例

ハード整備

- ① 堤防
- ② 護岸
- ③ 胸壁
- ④ 津波防波堤
- ⑤ 防潮水門、陸閘

- ① 津波避難タワー
- ② 人工地盤
- ③ 漂流物防止柵
- ④ 避難路の整備

ソフト対策

- ① 災害に対する啓発活動
 - ア 災害に対する教育
 - イ 避難訓練
 - ウ ハザードマップの作成など
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備（監視カメラ含む）

(2)本市で実施している主なソフト対策

- ① 災害に対する啓発活動
 - ⇒ 自主防災組織等に対する防災講話や避難訓練の働きかけ等（市民安全部）
 - ⇒ ハザードマップの作成（市民安全部）
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備（消防局、市民安全部）
- ③ 震災時避難所の指定（市民安全部）
- ③ 避難路の整備 ⇒ 避難路となりうる市道の補修や階段整備等（土木部）

横須賀市地域防災計画に準じ、各部局で対応を実施

2 前回からの修正箇所について（修正3）

修正後

(1)ハード整備とソフト対策の整備例

ハード整備

直接的整備 (構造物による直接防護)

- ① 堤防
- ② 護岸、胸壁
- ③ 津波防波堤
- ④ 防潮水門、陸閘

間接的整備 (避難補助・ 二次災害防止)

- ① 避難路の整備
(アクセス階段)
- ② 漂流物防止柵
- ③ 津波避難タワー
- ④ 人工地盤

ソフト対策

- ① 災害に対する啓発活動
ア 災害に対する教育
イ 避難訓練
ウ ハザードマップの作成など
- ② 注意看板や情報伝達施設の整備
- ③ 監視カメラ

(2)ハード整備(間接的整備)とは、

直接的に津波や高潮から背後地を防護するための構造物による整備ではなく、迅速な避難の補助や二次災害防止のための整備

(3)ハード整備(間接的整備)の考え方

- ①避難路の整備は、避難路となりうる市道の補修や階段の整備など
- ②漂流物防止柵は、浸水防止機能はないが漁船漂流など二次災害防止のための整備
- ③津波避難タワーは、避難に有効であるが用地確保、景観配慮、管理の検討などが必要
- ④人工地盤は、避難に有効であるが設置目的、用地確保、景観配慮などの検討が必要

2 前回からの修正箇所について（修正4）

■修正4： 多重防護の考え方について

⇒ 計画書案 51頁

【前回委員会でのご意見等】

・多重防護の考え方とは？



【計画書案での対応】

・多重防護の意味や考え方を欄外に追記

修正前

今後の整備を進めるうえでの留意事項等

- ① 整備に当たっては、地区住民への説明など事業の実施に向けた十分な調整が必要
- ② 漁港背後に胸壁等を整備する場合は、漁港施設による多重防護の考え方により、整備天端高の低減についての検討が必要
- ③ 河川からの浸水に対する防護は、現地状況や予想される浸水規模、対策方法等について十分な検討・調整を行い、事業を進めることが必要
- ④ 民有の護岸や用地を対象とした整備は、実施が非常に困難となるため、対策方法や施設の設置位置等について十分に検討を行い、慎重な判断が必要
- ⑤ 本整備計画では、L2津波（最大クラスの津波）に対しては、基本的に避難を軸としたソフト対策としているが、今後の整備に当たっては、L2津波に対する観点をできるだけ取り入れていくことが必要である。（粘り強い構造の検討）

2 前回からの修正箇所について（修正4）

修正後

【今後の整備を進めるうえでの留意事項】

- ①今後、具体的な整備計画を策定する際には、整備の実施に向けた地区住民・関係者・関係機関などとの十分な協議や調整などが重要
- ②漁港背後に胸壁などを整備する場合は、漁港施設による**多重防護の考え方(*)**により、整備天端高の低減についての検討が必要
- ③河川からの浸水に対する防護は、現地の状況や予想される浸水規模、対策方法などについて十分な検討・調整が必要

(*)多重防護の考え方

多重防護とは、**漁港外側の防波堤整備と防潮堤（胸壁）整備を組み合わせる等の相乗効果で、津波浸水高や流速低下による施設等の被害低減、津波到達時間の遅延が期待でき、避難時間の確保など防災・減災の効果を目指すものである。**

2 前回からの修正箇所について（修正5）

■修正5： 個票について

⇒ 計画書案 52頁

【前回委員会でのご意見等】

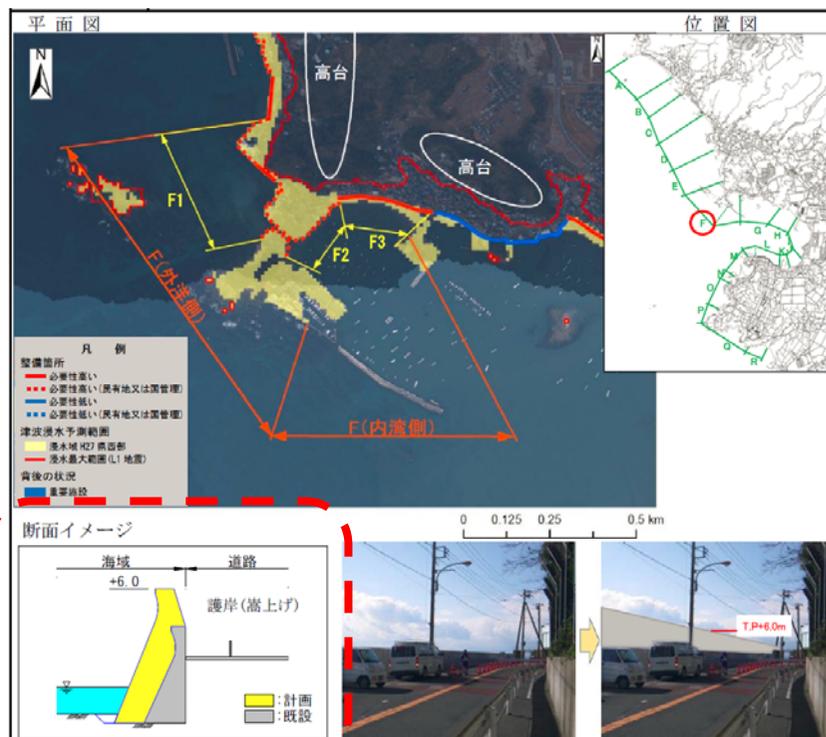
- ・実際に断面イメージどおりの整備を実施されるものとの懸念がある

【計画書案での対応】

- ・断面イメージの趣旨を明確に記載

修正前

【F地区】					
海岸名	佐島漁港海岸	地区名	本港外洋・内湾側	所管	水産庁
最大津波高	T.P.+5.9m (内湾側:+2.7m)	計画波浪	$H_1=0.94m$	$T_0=9.4s$	
優先する外力	津波	設計高潮位	T.P.+1.26m		
現況天端高	T.P.+2.2m ~ +4.0m	計画天端高	T.P.+6.0m (内湾側:+3.0m)		
整備タイプ	防護と利用に配慮した整備(IV)	住宅地への浸水の有無	有・無		
海岸の地形・構造物	岩礁、砂浜、物揚場、船揚場、護岸	背後地の利用状況	漁港、マリーナ、商業施設、道路、住宅		
地区状況	防護	・天神島周辺の住宅やマリーナでは、津波による浸水が想定される。 ・漁港やマリーナに多くの船が係留されているため、津波による二次的災害が懸念される。			
	環境	・天神島には、塩生植物群落がある。			
	利用	・佐島漁港(本港地区)があり、漁業が営まれている。 ・マリーナがある。			
ハード整備をする上で想定される問題点	・施設整備により、景観の悪化やアクセス性の低下が懸念される。 ・陸開を設置した場合には、管理等の調整が必要である。 ・民有の護岸は、所有者との調整が必要である。				
整備の概要	・護岸(嵩上げ改良) [F1][F2(民有)] ・胸壁(新設) [F3] ・必要に応じて陸開やアクセス階段を整備				
備考	・漁港施設による多重防護の考え方により、整備天端高の低減についての検討が必要。				



2 前回からの修正箇所について（修正5）

修正後

【F地区】					
海岸名	佐島漁港海岸	地区名		所管	水産庁
最大津波高	T.P.+5.9m (内湾側:+2.7m)	計画波浪	$H_0' = 0.94m$	$T_0 = 9.4s$	
優先する外力	津波	設計高潮位	T.P.+1.26m		
現況天端高	T.P.+2.2m ~ +4.0m	計画天端高	T.P.+6.0m (内湾側:+3.0m)		
整備タイプ	防護と利用に配慮した整備(IV)	住宅地への浸水の有無	有・無		
海岸の地形・構造物	岩礁、砂浜、物揚場、船揚場、護岸	背後地の利用状況	漁港、マリナ、商業施設、道路、住宅		
地区状況	防護	<ul style="list-style-type: none"> ・天神島周辺の住宅やマリナでは、津波浸水が想定される。 ・漁港やマリナに多くの船が係留されているため、津波による二次的災害が懸念される。 			
	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・天神島には、塩生植物群落がある。 			
	利用	<ul style="list-style-type: none"> ・佐島漁港(本港地区)があり、漁業が営まれている。 ・マリナがある。 			
ハード整備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸(嵩上げ改良) [F1][F2(私有)] ・胸壁(新設) [F3] ・必要に応じて陸間やアクセス階段を整備 				
【平面図】		【位置図】			
【ハード整備の断面イメージ】					
ハード整備をする上で想定される問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備により、景観の悪化やアクセス性の低下が懸念される。 ・陸間を設置した場合には、管理等の調整が必要である。 ・私有の護岸は、所有者との調整が必要である。 				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・[F2, F3] 漁港施設による多重防護の考え方により、整備天端高の低減の可能性について検討が必要である。 				

個票の構成を修正

【諸条件】

最大津波高と浸水予測、計画天端高、整備タイプ等

【地区状況】

海岸の地形・構造物、背後地の利用状況、「防護・環境・利用」の観点からの各地区の特徴

【ハード整備の概要】

各地区をハード整備のみでL1津波や高波浪による浸水から防護する場合の計画案

- ・整備の種類
- ・整備場所
- ・ハード整備の断面イメージ
- ・想定される問題点等

【「整備イメージ(個票)」について以下の内容を追記】

- 各地区をL1津波や高波浪による浸水からハード整備のみで防護する整備イメージであること。
- 今後、地区ごとに具体的な整備計画を策定するための参考として作成していること。
- 断面イメージは整備対象箇所として抽出された地区(D~G地区、J~P地区)について作成していること。

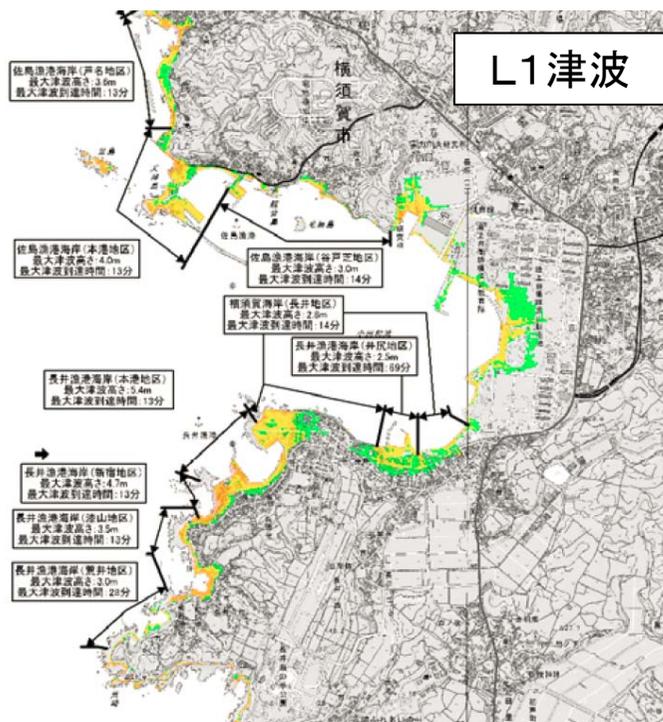
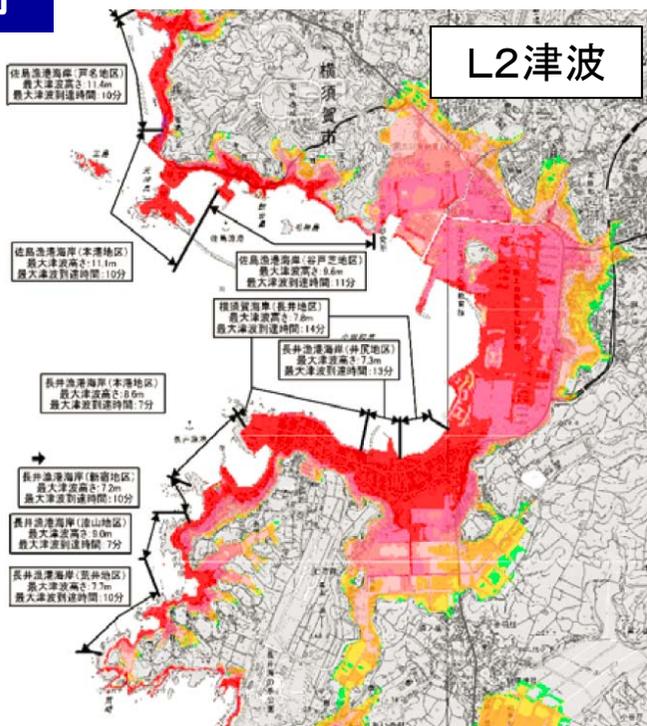
2 前回からの修正箇所について（修正6）

■修正6： 浸水予測図について

⇒ 計画書案 14、15、43頁

前回資料では、L1及びL2津波の浸水予測図を並べて掲載したことにより、ハード整備に対する津波の浸水予測図がどちらか分かりづらい（ハード整備はL1津波）
⇒ L1・L2津波の説明を追記するとともに、L2津波の浸水予測図と関連文章をソフト対策の検討へ掲載

修正前



2 前回からの修正箇所について（修正6）

修正後

【以下の文章を追記】

【発生頻度の高い津波（L1津波）】

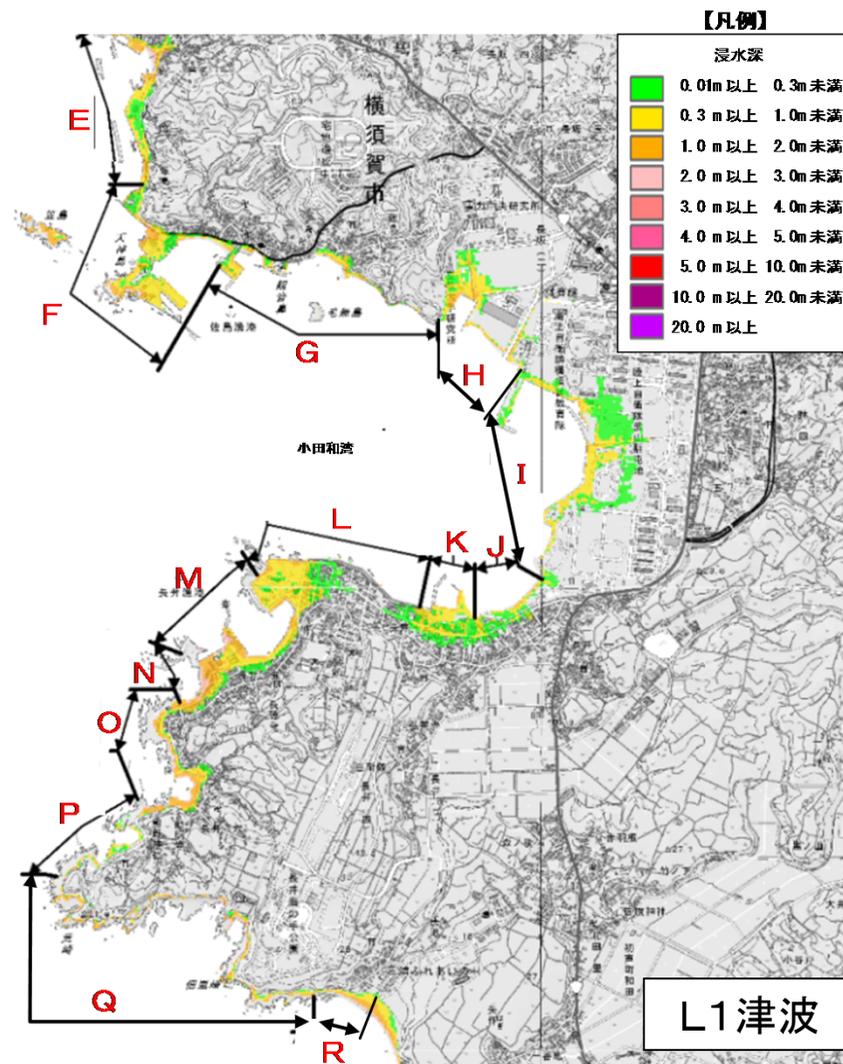
- ①最大クラスの津波に比べて**発生頻度が高く**、津波高は低いが大きな被害をもたらす津波
- ②住民の人命・財産を守るため、施設整備により対策を進める。

【最大クラスの津波（L2津波）】

- ①発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ②住民の生命を守ることを最優先として、住民避難を中心に対策を進める。

当該計画では、L1津波を対象とした施設整備の計画

L2津波の浸水予測図 ⇒ 43頁へ



2 前回からの修正箇所について（修正7）

■修正7:ハード整備(直接的整備、間接的整備)・ソフト対策事例について

修正前 【ハード整備事例】

⇒ 計画書案 38頁

ハード整備(直接的整備)の事例及び説明を追記

(3)ハード整備の主な事例

<p>堤防(横須賀市長井地区)</p> 	<p>護岸(横須賀市 富浦公園)</p> 	<p>胸壁(横須賀市 長井漁港[本港地区])</p> 
<p>胸壁と陸閘(横引式ゲート) (横須賀市長井漁港[井尻地区])</p> 	<p>陸閘(自動倒立式ゲート) (商品名:ネオライズ)</p> 	<p>アクセス階段 (横須賀市 佐島漁港海岸[芦名地区])</p> 

2 前回からの修正箇所について（修正7）

修正前【ソフト対策事例】

⇒ 計画書案 39、40、42頁

- ・避難補助・二次災害防止のための整備を「ハード整備（間接的整備）」として整理、追記
- ・ハード整備（間接的整備）及びソフト対策の事例及び説明を追記

(4)ソフト対策の主な事例

避難路の整備	注意看板	ハザードマップ
		
監視カメラと情報伝達装置	漂流物防止柵 (商品名:津波キーパー)	津波避難タワー(和歌山県白浜町) (商品名:タスカルタワー)
		

(7)ソフト対策的な施設整備について

- ①津波避難タワー、②人工地盤、
- ③漂流物防止柵、④避難路の整備

課題等としては、

- ア 津波避難タワーは、海岸の利用状況から現時点での整備は困難
- イ 人工地盤は、海岸の利用状況から現時点での整備は困難
- ウ 漂流物防止柵は、漁船等の係留が多い地区以外は劣勢
- エ 避難路の整備は、避難路となりうる市道の補修や階段整備等を実施

2 前回からの修正箇所について（修正7）

修正後 【ハード整備（直接的整備）事例】

堤防（横須賀市長井地区）	護岸（横須賀市 富浦公園）
 <p data-bbox="577 762 1137 826">盛土やコンクリート等で地盤を高くして、高潮、津波等による浸水を防ぐ施設</p>	 <p data-bbox="1198 762 1758 826">コンクリート等で地盤を高くして、津波、高潮等による浸水を防ぐ施設</p>
胸壁（横須賀市長井漁港〔本港地区〕）	胸壁と陸閘（横引式ゲート） （横須賀市長井漁港〔井尻地区〕）
 <p data-bbox="577 1294 1137 1390">海岸線に漁港等の施設があり護岸等を設置できない場合、施設背後に配置して、津波、高潮等による浸水を防ぐ施設</p>	 <p data-bbox="1198 1294 1758 1415">胸壁等前面の漁港施設や砂浜等を利用するために普段は車両や人が通行し、閉鎖時は津波、高潮等による浸水を遮断する門扉（写真は閉鎖時に横引きでとじるタイプ）</p>

2 前回からの修正箇所について（修正7）

追記後 【ハード整備(間接的整備)事例】

<p>避難路の整備 (横須賀市内)</p>	<p>避難路の整備(アクセス階段) (横須賀市 佐島漁港[芦名地区])</p>
 <p>津波・高潮発生時に背後の高台にできるだけ速やかに避難するための施設</p>	 <p>護岸等前面の漁港施設や砂浜等の利用時や、避難時に、人が護岸等を越えることができるように設置された階段</p>
<p>漂流防止柵 (愛知県名古屋市内)</p>	<p>津波避難タワー (和歌山県白浜町内)</p>
 <p>海岸沿いの道路や漁港施設背後に設置され、津波・高潮時に漁船等漂流物を捕捉して二次被害を防止する施設</p>	 <p>津波避難を目的として設置するタワー型の施設(L2津波対応)であり、高さのある構造物のため、用地確保、景観悪化等の課題あり</p>

【ハード整備(間接的整備)の考え方】

- ①避難路の整備は、避難路となりうる市道の補修や階段の整備など
- ②漂流物防止柵は、浸水防止機能がないが漁船漂流など二次災害防止のための整備
- ③津波避難タワーは、避難に有効であるが用地確保、景観配慮、管理の検討などが必要
- ④人工地盤は、避難に有効であるが設置目的、用地確保、景観配慮などの検討が必要

2 前回からの修正箇所について（修正7）

修正後 【ソフト対策事例】

<p style="text-align: center;">ハザードマップ (横須賀市)</p>  <p style="text-align: center;">津波・高潮等の被害想定と避難場所・避難経路等の防災関連情報を加えたマップ</p>	<p style="text-align: center;">注意看板 (横須賀市内)</p>  <p style="text-align: center;">津波・高潮等の危険性を注意喚起し、避難情報・避難経路等を示す標識</p>
<p style="text-align: center;">情報伝達装置 (千葉県銚子市内)</p>  <p style="text-align: center;">津波警報等や避難情報を一斉に伝達する装置</p>	<p style="text-align: center;">監視カメラ (宮城県東松島市内)</p>  <p style="text-align: center;">津波・高潮時の状況監視と災害時被害状況の把握を目的とする監視カメラ</p>

2 前回からの修正箇所について（修正8）

追加後 修正8:計画推進の考え方について

⇒ 計画書案 71頁

「計画書(案)」に「第5章 計画の推進」を追記

第5章 計画の推進

1 計画推進の考え方

(1) 海岸防護のあり方	「防護・環境・利用」の視点や地域特性を踏まえた整備
(2) 施設構造等の総合的な視点	ソフト対策などを総合的に勘案
(3) 整備の優先順序	整備優先度に基づき、可能な地区から順次整備
(4) L2津波(最大クラスの津波)への対応	粘り強い構造の検討による減災に向けた取り組み
(5) 関連計画や社会情勢等の変化への対応	上位計画の見直しによる本計画の見直し

2 適切な事業実施に向けて

(1) 庁内関係部局との連携	連携や協力、情報の提供・共有
(2) 地区住民や関係者との調整	十分な調整後、具体的な整備計画の作成
(3) 他事業と連携した総合的整備	多重防護の考え方に配慮した整備
(4) 財源の確保	補助事業などの積極的活用

3 計画書(案) について

はじめに

目的、計画の位置付けなど・・・

第1章 整備計画に関する基本的事項

- 1 西地区海岸の概要
- 2 西地区海岸の現況(自然的・社会的特性、海岸災害の現況など・・・)

第2章 整備に関する基本的な考え方

- 1 整備方針
- 2 地区のタイプ分けと海岸防護のあり方
- 3 計画天端高の設定

第3章 海岸保全施設の整備に関する事項

- 1 整備対象箇所の抽出
- 2 対策方法の検討(ハード整備・ソフト対策の検討など・・・)
- 3 整備優先度の検討

第4章 検討結果と整備の進め方

- 1 検討結果のまとめ
- 2 整備の進め方と留意事項について
- 3 地区ごとの整備イメージ(個票)

第5章 計画の推進

- 1 計画推進の考え方
- 2 適切な事業実施に向けて

資料編

関連資料など・・・

3 計画書(案) について

はじめに(計画書案 1頁~2頁)

1 本計画の目的

台風時の高波浪や高潮、想定される津波に対して地域住民の安全・安心を確保することが目的であることを記載

2 本計画の位置付け

相模灘沿岸海岸保全基本計画、横須賀市地域防災計画の下位計画として位置付けることを記載

3 計画策定に当たっての検討のスキーム

整備計画策定のための検討項目・検討の進め方を記載

第1章 整備計画に関する基本的事項(計画書案 3頁~15頁)

1 西地区海岸の概要

西地区海岸全体の概要を記載

2 西地区海岸の現況

(1)自然的特性:気象・海象、地形・地質、流入河川、海岸景観の状況を記載

(2)社会的特性:人口、産業、漁港・漁場、交通などの現状を記載

(3)海岸災害と海岸保全の現況:

津波による既往災害、高潮による既往災害、海岸保全施設の整備状況などを記載

(4)津波による浸水予測シミュレーション結果(神奈川県西部地震を対象として県が作成)を記載

3 計画書(案) について

第2章 整備に関する基本的な考え方(計画書案 16頁～24頁)

1 整備方針

神奈川県海岸保全基本計画の防護水準の考え方に基づく整備、地域や地区の特性を踏まえた整備を基本として、「ゾーニング」や「ハード整備・ソフト対策」などについての整備方針を記載

2 地区のタイプ分けと海岸防護のあり方……………【検討1】

(1) 地区のタイプ分け

A～Rの「地区」、I～Vの「整備タイプ」、1～7の「エリア」の考え方・分類を記載

(2) 海岸防護のあり方

I～Vの整備タイプごとに海岸防護のあり方を記載

3 計画天端高の設定……………【検討2】

(1) 防護に対する基本的な考え方

想定される津波や満潮時の高潮に対する防護すべき地域の考え方を整理して記載

(2) 相模灘沿岸の計画天端高

表及び図で整理して記載

(3) 西地区海岸の計画天端高

相模灘沿岸の計画天端高を踏まえた西地区海岸の計画天端高の考え方を記載

3 計画書(案) について

第3章 海岸保全施設の整備に関する事項(計画書案 25頁～49頁)

- 1 整備対象箇所の抽出……………【検討3】
必要天端高の確保状況、津波浸水予測の状況など4つの視点で検討した結果に基づき抽出した地区などを記載(28頁～36頁に各地区の検討図を掲載)

- 2 対策方法の検討……………【検討4】
 - (1) 海岸保全施設等の種類
ハード整備(直接的整備、間接的整備)、ソフト対策の対策方法を記載
 - (2) ハード整備(直接的整備)の検討
直接的整備を行う上での課題と地区ごとの対策方法・整備方法の検討及びその結果を記載
 - (3) ハード整備(間接的整備)の検討
避難補助・二次災害防止の施設整備として間接的整備について記載
 - (4) ソフト対策の検討
海岸整備として想定されるソフト対策を整理して記載

- 3 整備優先度の検討……………【検討5】
 - (1) 検討の主旨
 - (2) 整備優先度の検討項目
地区ごとに津波被害の予測、高潮被害の程度、避難施設の有無など評価項目などについての検討とその結果を記載
 - (3) 整備優先度の点数化の方法
評価項目に対する評価及びその結果を記載
 - (4) 整備優先度の検討結果

3 計画書(案) について

第4章 検討結果と整備の進め方(計画書案 50頁～70頁)

1 検討結果のまとめ

【検討1】～【検討5】の検討手順及び検討結果を記載

2 整備の進め方と留意事項について

事業実施に向けての調整、多重防護の考え方など、今後の整備を進める上での留意事項を記載

3 地区ごとの整備イメージ(個票)(52頁～70頁)

地区ごとに今後の具体的整備計画作成の際の考え方(事例等)を個票として作成・記載

第5章 計画の推進(計画書案 71頁)

1 計画推進の考え方

当該整備計画に基づく具体的整備計画の作成・推進について記載

2 適切な事業実施に向けて

具体的整備に向けては地元住民・関係者・関係機関との調整を行い、費用対効果等を考慮しながら、実効性のある整備を推進することについて記載

資料編(計画書案 72頁～79頁)

委員会条例・開催経過・名簿・諮問書・答申書、用語集を掲載

4 答申案について

1 諮問

平成27年(2015年)7月27日

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員長 様

横須賀市長 吉田 雄人

西地区漁港海岸整備計画の策定について(諮問)

横須賀市では、平成21年10月の台風18号による越波・浸水被害や、平成27年3月に変更された神奈川県の相模灘沿岸海岸保全基本計画を受け、本市の西地区海岸を対象とした津波や高潮からの防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、平成27年度から28年度の2か年で西地区漁港海岸整備計画を策定することといたしました。

つきましては、西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例に基づき、西地区漁港海岸整備計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。

2 答申(案)

平成28年(2016年)●月●日

横須賀市長 吉田 雄人 様

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会
委員長 桜井 慎一

西地区漁港海岸整備計画の策定について(答申)

平成27年7月27日付、横港企第24号により諮問のありました「西地区漁港海岸整備計画の策定」について、当委員会では、平成27年7月から4回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当委員会として別添の「西地区漁港海岸整備計画」のとおり、とりまとめましたので答申いたします。





【事務局】 横須賀市 港湾部 港湾企画課 漁港計画係
TEL 046-822-8438 FAX 046-826-3210
E-mail : pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

(案)

平成28年(2016年)●月●日

横須賀市長 吉田 雄人 様

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会
委員長 桜井 慎一

西地区漁港海岸整備計画の策定について(答申)

当委員会では、平成27年7月27日付、横港企第24号により諮問のありました「西地区漁港海岸整備計画の策定」について、平成27年7月から4回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当委員会として別添の「西地区漁港海岸整備計画」のとおり、とりまとめましたので答申いたします。